



# 中国専利法の第4回改正による 実務への影響及びその対応

弁理士 李艶艶  
北京三友知識産権代理有限公司  
2021.11

## 紹介内容

- ◆ 中国専利法の歩み
- ◆ 第4次専利法改正の要点
  - 専利出願制度の完備
  - 専利権保護体制の強化
- ◆ 専利法改正が知財活動への影響

専利法成立：1984.3.12 施行：1985.4.1  
これまで4回の法改正が実施

法改正	可決	施行
第1回	1992.9.4	1993.1.1
第2回	2000.8.25	2001.7.1
第3回	2008.12.27	2009.10.1
第4回(施行済)	2020.10.17	2021.6.1

## 第4次改正法の検討作業

- ✓ 知識産権局草案公表 & 意見募集：2012年8月
- ✓ 審議案をまとめ、国務院に提出：2013年1月
- ✓ 知識産権局修正案公表 & 意見募集：2015年4月
- ✓ 審議案を取り纏め、国務院に提出：2015年7月
- ✓ 国務院審議案可決、全人代に提出：2018年12月
- ✓ 全人代審議開始：2020年6月末
- ✓ 第二次審議案公表、意見募集：2020年7月3日～8月16日
- ✓ **可決：2020年10月17日 施行：2021年6月1日**
- ✓ **実施細則改正案（意見募集稿）：2020年11月27日公表、2021年1月11日締切**

## □ 専利出願制度の完備

- ◆ 意匠制度の改正 (A2、29)
- ◆ 職務発明関連規定の改正 (A6、15)
- ◆ 新規性喪失の例外規定の追加(A24)
- ◆ 専利情報公共サービス体系の強化(21)
- ◆ 審査遅延に応じた存続期間補償 (A42.2)
- ◆ 薬品特許の保護期間の延長 (A42.3)

## □ 専利権保護体制の強化

- ◆ 権利濫用の禁止(A20)
- ◆ 専利権評価報告書制度の改善 (A66)
- ◆ 専利権の行政ルート(A68、69)
- ◆ 懲罰的な損害賠償規定(A71)
- ◆ 財産・行為・証拠保全の明確化(A72、73)
- ◆ 侵害訴訟の時効延長(A74)
- ◆ オープン・ライセンス (A50、51、52)

## □ 専利出願制度の完備

- ◆ 意匠制度の改正 (A2、29)
- ◆ 職務発明関連規定の改正 (A6、15)
- ◆ 新規性喪失の例外規定の追加(A24)
- ◆ 専利情報公共サービス体系の強化(21)
- ◆ 審査遅延に応じた存続期間補償 (A42.2)
- ◆ 薬品特許の保護期間の延長 (A42.3)

## □ 専利権保護体制の強化

- ◆ 権利濫用の禁止(A20)
- ◆ 専利権評価報告書制度の改善 (A66)
- ◆ 専利権の行政ルート(A68、69)
- ◆ 懲罰的な損害賠償規定(A71)
- ◆ 財産・行為・証拠保全の明確化(A72、73)
- ◆ 侵害訴訟の時効延長(A74)
- ◆ オープン・ライセンス (A50、51、52)

## ◆ 意匠制度の改正

- 美、欧州、日本、韓国：有
- 国際出願優先権
  - ▼ 中国の全体意匠は外国の部分意匠出願を利用できない
  - ▼ 外国の部分意匠は中国に出願する場合、破線⇒実線

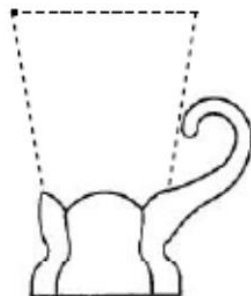
### 1. 部分意匠制度の導入：専利法第2条、意匠の定義を修正。

#### 専利法第2条第4項

意匠とは、物品の全体又は局部の形状、模様又はその結合及び色彩と形状、模様との結合に対する、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。

コメント：今回の改正において部分意匠の導入に関して議論が激しく、部分意匠制度を取り入れたり消したりして、最終段階によりやく導入が決められた。

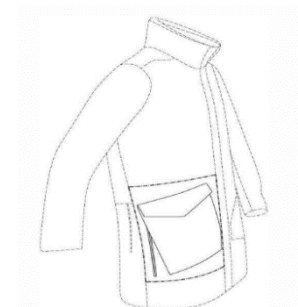
部分意匠の例



実線（保護対象）+破線



単色の半透明の層で保護が不要な部分を覆う



鎖線で部分意匠内の保護を求める部分とその他の部分との間の境界線を表示

## ◆ 意匠制度の改正

### 2. 国内優先権制度の導入：専利法第29条第2項を修正。

#### 専利法第29条第2項

出願人が発明又は実用新案を中国で初めて特許出願した日から12カ月以内に、国務院専利行政部門に同様の主題について特許を出願する場合、または意匠を中国で初めて特許出願した日から6カ月以内に、国務院専利行政部門に同様の主題について特許を出願する場合、優先権を享受することができる。

専利法	優先権
1984年	外国優先権
1992年	外国優先権 + 特許・実用新案の国内優先権
2020年	外国優先権 + 特許・実用新案の国内優先権 + 意匠国内優先権

内訳	特許・実用新案	意匠
外国優先権期限	12カ月	6カ月
国内優先権期限	12カ月	6カ月
先願副本の提出時間	初めて出願した日から16カ月以内	優先権出願した日から3カ月以内

コメント：意匠出願について、初めて国内優先権制度を導入、既存の類似意匠出願制度を補完し、出願人に経時的な設計変更により有効な権利保護手段を与えるものです。

## ◆ 意匠制度の改正

### 3. 意匠権存続期間の延長

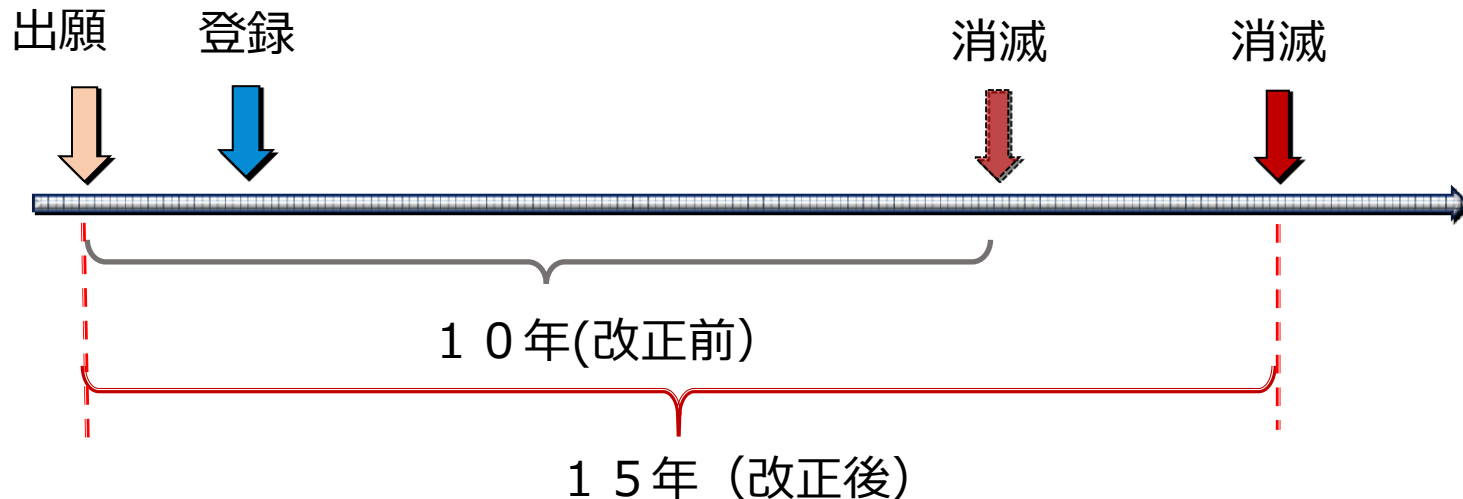
1984年：5年+3年更新

1992年：10年

2020年：15年

(ハーグ協定に加盟のため)

国家	起算日	保護期限 (年)
米国	査定日	15
日本	登録日	25
韓国	出願日	20
EUIPO	出願日	5*5
ドイツ	出願日	25



- ・ 出願日が2021年6月1日後の新規出願に適用できる
- ・ 11 - 15年目の意匠権維持年金の金額はまだ不明



## ◆ 意匠制度の改正

### 4. 特許、実用新案を基礎とする意匠の優先権出願

#### 実施細則改正案（意見募集稿）第32条第2、3項

意匠の出願人が本国優先権を主張するとき、先の出願が特許または実用新案出願の場合、図面に表示されている同様な主題について意匠出願をすることができる。先の出願が意匠出願の場合、同様な主題について意匠出願をすることができる。

出願人が本国優先権を主張する場合、優先権の基礎となる出願が後の出願の出願日に取り下げられたものと見なされる。ただし、意匠出願の出願人が特許または実用新案出願を優先権の基礎として主張する場合を除く。

## ◆ 職務発明関連規定の改正：専利法第6条、15条

### 使用人（会社）の権利の明確化（専利法第6条）

処分の権限：会社が職務発明について出願をする権利と専利権を法に則して処分することができる。

利用促進の義務：会社が関連発明の実施と活用を促進する

### 発明者奨励政策の多様化（専利法第15条）

発明者奨励政策：株、オプション、ボーナスなどの方式で発明者または創作者にイノベーションの収益を合理的に享受させる。

#### 第6条

所属単位の任務を遂行して、又は主に所属単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の専利出願権は当該単位の帰属し、出願が認可された場合は当該単位が専利権者となる。当該単位は、関連する発明創造の実施と活用を促進するよう、その職務発明創造の専利出願権や専利権を法により処置することができる。

非職務発明創造については、専利出願権は発明者又は創作者に帰属し、出願が認可された場合は当該発明者又は創作者を専利権者とする。

所属単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創造について、所属単位と発明者又は創作者間で契約を締結し、専利出願権及び専利権の帰属に対して約定がある場合は、その定めに従う。

#### 第15条

専利権を付与された単位は、職務発明創造の発明者又は創作者に対し奨励を与える。発明創造専利が実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて、発明者又は創作者に合理的な報酬を与える。

国は、発明者又は創作者が合理的にイノベーションによる収益を共有できるよう、専利権を付与された単位が株式、オプション、配当等の方式を通じて財産権による激励を実施することを奨励する。

## ◆ 新規性喪失の例外規定の追加：専利法第24条

### 第24条

専利を出願する発明創造について、出願日前6か月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。

(一) 国家において緊急事態又は非常事態が発生し、公共の利益のために初めて公開した場合 (new) ;

(二) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合 ;

(三) 規定される学術会議、又は技術会議上で初めて発表された場合 ;

(四) 他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。

## ◆ 専利情報公共サービス体系の強化：専利法第21条

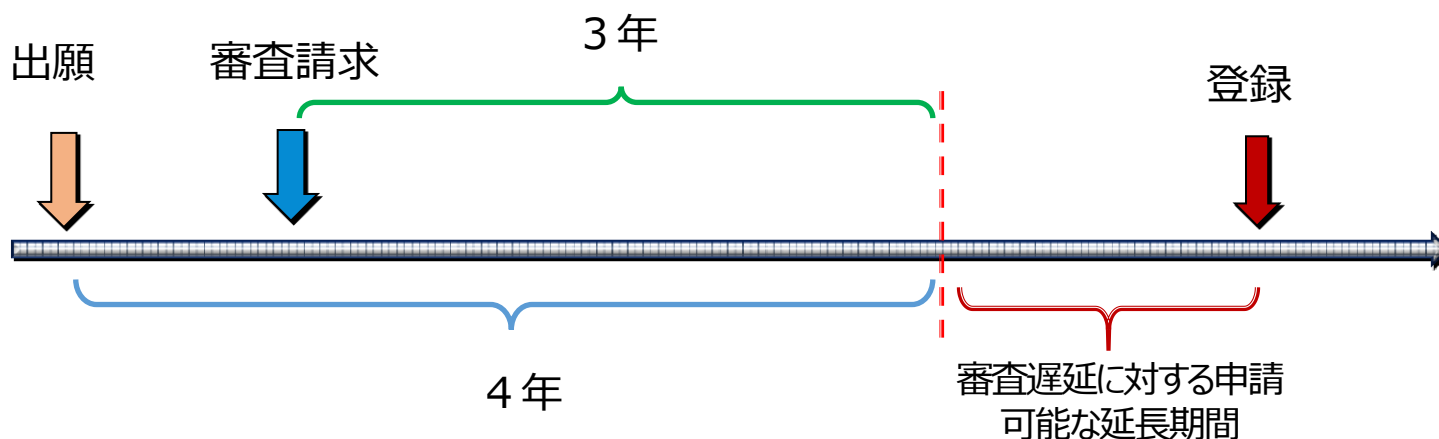
2008年専利法	2020年専利法
<p>第21条 国务院專利行政部門及びその専利復審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。 国务院專利行政部門は専利情報を完全、正確、適時に発表し、定期的に専利公報を出版しなければならない。 専利出願が公開又は公告されるまで、国务院專利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。</p>	<p>第21条 国务院專利行政部門<b>及びその専利復審委員会</b>は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。 国务院專利行政部門は、専利情報公共サービス体系の構築を<b>強化</b>し、専利情報を<b>完全、正確、適時に発表し、専利の基礎データを提供し</b>、定期的に専利公報を<b>出版し、専利情報の普及と活用を促進</b>しなければならない。 専利出願が公開又は公告されるまで、国务院專利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。</p>

専利復審委員会  
→  
専利復審・無効審査部



## ◆ 審査遅延に対する権利保護期間延長：専利法第42条第2項

特許審査による遅延に対する存続期間延長：出願日から満4年、かつ審査請求日から3年後許可された場合、特許権者の請求に応じて審査中の不合理な遅延に対して存続期間を延長する。ただし、出願人による不合理な遅延が除く。



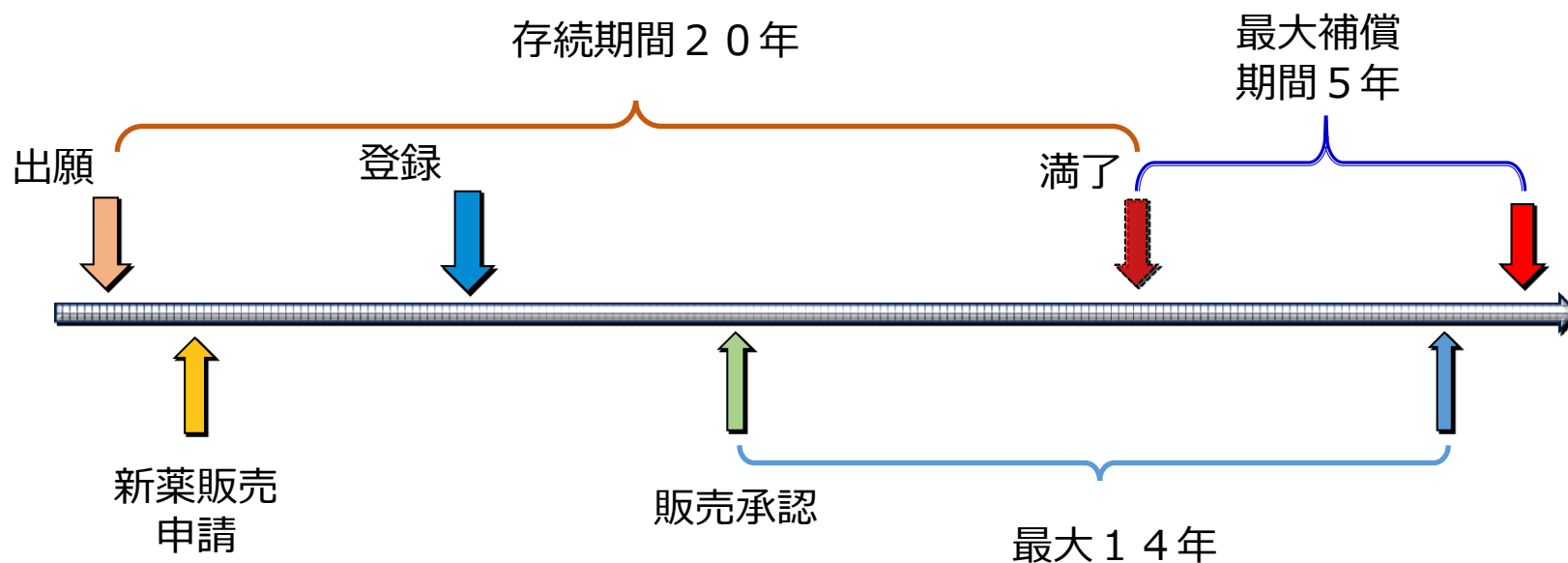
## ◆ 出願人による不合理な遅延 実施細則改正案（意見募集稿）第85条第3項の関連規定

- 1) 指定期間内に応答せず
- 2) 遅延審査を請求
- 3) 優先権出願に基づく補正（Incorporation by reference）

- ・中国国家知識産権局2020-2021年《知識産権保護の強化に係る意見》を実施する企画：  
高価値特許の審査期間：16カ月まで短縮、通常審査期間：20カ月以内
- ・6月1日以降に登録となった案件について期間延長を請求したが、まだ受理通知を受け取っていない
- ・期間延長のための官庁費用が発生する可能性がある
- ・延長期間中の権利維持年金額などはまだ不明

## ◆ 薬品特許の保護期間の延長：専利法第42条第3項（追加）

**新薬**の審査、評価及び承認期間に応じた存続期間延長：中国国内で発売許可を得た新薬にかかる特許について、**特許権者の請求に応じて**存続期間を補償できる。補償期間**5年以内**、かつ新薬発売から権利有効期間が**14年以内**。



コメント：新薬の定義と補償期間の計算方法は、関連規定により詳細化が必要。

## □ 専利出願制度の完備

- ◆ 意匠制度の改正 (A2、29)
- ◆ 職務発明関連規定の改正 (A6、15)
- ◆ 新規性喪失の例外規定の追加(A24)
- ◆ 専利情報公共サービス体系の強化(21)
- ◆ 審査遅延に応じた存続期間補償 (A42.2)
- ◆ 薬品特許の保護期間の延長 (A42.3)

## □ 専利権保護体制の強化

- ◆ 権利濫用の禁止(A20)
- ◆ 専利権評価報告書制度の改善 (A66)
- ◆ 専利権の行政ルート(A68、69)
- ◆ 懲罰的な損害賠償規定(A71)
- ◆ 財産・行為・証拠保全の明確化(A72、73)
- ◆ 侵害訴訟の時効延長(A74)
- ◆ オープン・ライセンス (A50、51、52)

## ◆ 権利濫用の禁止：専利法第20条 (new)

専利法修正草案第20条	改正専利法第20条
専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な権益を害し、または競争を排除し又は制限してはならない。	専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な権益を害してはならない。専利権を濫用して競争を排除し又は制限し <b>独占行為</b> を構成した場合、「中華人民共和国独占禁止法」に従って処理する。

### コメント：

#### 独占禁止法に独占行為に関する定義（独占禁止法第3条）

- 1) 経営者が独占協議を締結
- 2) 経営者が**市場の支配的地位**を濫用
- 3) 競争を排除または制限する効果のあるまたはあり得る経営者の集中

#### 市場の支配的地位の判断（独占禁止法第20条第2項）

経営者が関連市場において商品の価格、数量またはその他取引条件を制御でき、或いは他の経営者が関連市場への進出を阻害し、影響を与える能力を有する市場の地位。



## ◆ 専利権評価報告書制度の改善：専利法第66条第2項

### 第66条第2項

専利権侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利業務管理部門は専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害紛争を審理し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索、分析、評価を行ったうえ作成した専利権評価報告書を提出するよう要求することができる。専利権者、利害関係者又は被疑侵害者は自発的に専利権評価報告書を提示することもできる。

専利法	対象権利	報告書の名称	作成申請	
2000年	実用新案	専利権検索報告書	権利者	受動的
2008年	実用新案+意匠	専利権評価報告書	権利者+利害関係人	受動的
2020年	実用新案+意匠	専利権評価報告書	権利者+利害関係人+ 被疑侵害者（被告人）	受動的+自発的

## ◆ 行政ルート権限の明確化：専利法第68条と69条

### 第68条

専利を詐称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利法執行担当部門が是正を命じたうえ、公告し、違法所得を没収し、違法所得の**5倍**以下の罰金に処することができる。違法所得がない又は違法所得が**5万元以下の場合**は**25万元以下**の罰金に処することができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

### 第69条

**専利法執行担当部門**は、取得した証拠に基づき、**専利詐称の嫌疑行為**を摘発するにあたって、次の措置をとる権限を有する。

- (一) 関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査する。
- (二) 当事者が違法被疑行為を行った場所に対して立入検査を実施する。
- (三) 違法被疑行為と関連する契約やインボイス、帳簿及びその他の関連資料を閲覧・複製する。
- (四) 違法被疑行為と関連する製品を検査する。
- (五) 専利詐称であることを証明する証拠がある製品については、封印又は差し押さえることができる。

**専利業務管理部門**は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて**専利権侵害紛争を処理**するにあたって、前項第(一)号、第(二)号、第(四)号の措置をとることができる。

専利法執行担当部門、専利業務管理部門が法に基づき前二項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、支援を提供しなければならない。拒否、妨害をしてはならない。

専利詐称の嫌疑行為	専利権侵害紛争案件
専利法執行担当部門 (各級市場監督管理局)	専利業務管理部門 (知識産権局)
尋問調査 現場検査 閲覧・複製 製品検査 封印・差押	尋問調査 現場検査 － 製品検査 －



**国家知識産権局**：国内において重大な影響のある案件を処理。

**地方知識産権局**：管轄地域の侵害紛争事件を処理、同じ権利を侵害している案件を併合処理、地域を跨いで同じ権利を侵害している侵害紛争事件を上級地方知識産権局に取締りを依頼。

## ◆ 懲罰的な損害賠償規定：専利法第71条

### 第71条第1項

専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失又は権利侵害者が権利侵害によって得た利益に応じて確定する。権利者の損失又は権利侵害者が得た利益の確定が困難である場合、当該専利の許諾実施料の倍数を参酌して合理的に確定する。**故意に**専利権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の**1倍以上5倍以下**で賠償金額を確定することができる (**new**)。

改正商標法-2019年11月に施行	1倍以上5倍以下	改正著作権法-2021年6月施行	1倍以上5倍以下
-------------------	----------	------------------	----------

### 第71条第2項

権利者の損害、権利侵害者の得た利益、専利許諾実施料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、**3万元以上500万元以下**の賠償を認定することができる。


### 第71条第3項

賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。  
人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに立証に力を尽くしたにもかかわらず、権利侵害行為に係る帳簿、資料が主に権利侵害者に把握されている状況下では、権利侵害行為に係る帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。**権利侵害者はそれを提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を判定**することができる。

### 第71条第4項：侵害訴訟における証拠提出命令

人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに立証に力を尽くしたにもかかわらず、権利侵害行為に係る帳簿、資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、**権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる**。権利侵害者はそれを提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。

2008年専利法	1-100万元
草案	10-500万元
二次審議案	0-500万元
三次審議案	5-500万元
2020年可決法	3-500万元



### 【最新判例】(2021) 最高法知民終148号

原告：瑞士斯恩蒂斯有限公司  
被告：大博医疗科技股份有限公司など  
特許番号：ZL03827088.9  
技術分野：医療機器  
原告出張：2000万元賠償金 + 10万元合理支出  
判決：被告側は正当な理由がないが、関連証拠を提供せず、原告側の主張を全額的に支持。

## ◆ 財産・行為・証拠保全の明確化：専利法第72、73条

### 第72条

**専利権者又は利害関係者**が、他者が権利侵害行為や当該権利の実現を妨害する行為を実施している又は実施しようとしていることを証拠により証明し、それを速やかに制止しないとその合法的な権益が回復し難い損害を被る恐れがある場合、**提訴前に、法に基づいて**人民法院に**財産保全措置、特定行為の履行命令又は特定行為の履行禁止命令**を出すよう申請することができる。

### 第73条

専利権侵害行為を制止するため、証拠が消滅する恐れがある又は今後の取得が困難であるときは、専利権者又は利害関係者は提訴前に法により人民法院に**証拠保全**を申請することができる。

請求の主体：権利者、利害関係人

請求の条件：侵害行為が継続中、あるいは間もなく発生する、権利行使を妨害し、即時阻止しないと取返しのつかない損害が発生

権利者対応：裁判所に財産保全、禁令の請求

改正点：担保要件の削除

## ◆ 侵害訴訟の時効延長：専利法第74条

### 第74条

専利権侵害の訴訟時効は**3年**とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為及び侵害者を知った日又は知り得た日より起算する。

発明専利の出願公開から専利権付与までの間に当該発明が使用され、かつ適当額の使用料を支払われていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は**3年**とし、専利権者が他者がその発明を使用していることを**知った日又は知り得た日**より起算する。

但し、専利権者が専利権付与日以前に知っていた場合又は知り得た場合は、専利権付与日より起算する。

- 第74条第1項、第2項
  - 1) 侵害訴訟の時効：
  - 2) 仮保護期間中の特許使用料請求の時効
    - 改正前：2年
    - 改正後：3年
- 改正の根拠：民法典の制定（2020.5.28可決、2021.1.1施行）
  - 民法典第188条第1項：民事権利の保護を求める訴訟時効：3年
- 旧法の規定（2021年1月1日民法典の施行とともに廃止）
  - 民法通則第135条：民事訴訟の時効：2年

## ◆ 開放式実施許諾（オープン・ライセンシング）：専利法第50、51、52条（new）

### 第50条

専利権者が自ら書面にて国務院専利行政部門に、如何なる単位又は個人の当該専利の実施を許諾する意思がある旨の声明を行い、かつ許諾実施料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門はこれを公告し、開放的許諾を実施する。実用新案、意匠専利について開放的許諾声明を提出する場合、専利権評価報告書を提供しなければならない。

専利権者が開放的許諾声明を取り下げる場合は、書面により提出しなければならない、かつ国務院専利行政部門がこれを公告する。開放的許諾声明の取り下げが公告された場合、先にとえられた開放的許諾の効力には影響を及ぼさない。

### 第51条

如何なる単位又は個人も開放的許諾に係る専利を実施する意思がある場合、書面にて専利権者に通知し、かつ公告された許諾実施料の支払方式、基準に従って許諾実施料を支払うことにより、専利実施許諾を受けることができる。

開放的許諾の実施期間において、専利権者に対して専利年費の納付については、減免する。

開放的許諾を実施する専利権者は、被許諾者と許諾実施料について協議の上、通常実施権を付与することができるが、当該専利について専用又は排他的実施権を付与してはならない。

### 第52条

当事者は開放的許諾の実施について紛争が生じた場合、当事者間の協議によって解決する。協議する意向がない又は協議が成立しない場合、国務院専利行政部門に調停を請求することができ、また人民法院に提訴することもできる。

コメント：専利権の実施を促進する目的で新たに追加された規定。

## ◆ 意匠制度の改正

利点：部分意匠制度を活用、意匠保護の充実化

不利：無審査登録で大量の部分意匠が発生、既存権利の回避負担増

## ◆ 特許存続期間の延長

### 1) 審査遅延の補償

利点：自社特許の保護期間の延長

ただし、平均審査期間既に20ヶ月ほど短縮しており、実効性が乏しい

### 2) 薬品特許の存続期間延長

対象：製薬会社

## ◆ 懲罰的な損害賠償規定

利点：悪質な侵害行為を阻止

不利：悪意の認定基準が不明確、侵害の訴えへの積極的な対応

## ◆ オープンライセンス

利点：自社不要特許の棚卸し、特許維持年金の節約



**Thanks !**

**Beijing Sanyou Intellectual Property Agency Ltd.**

16 F, Block A, Corporate Square,  
No. 35 Jinrong Street,  
Beijing 100033, P. R. China  
Tel: +86-10-88091921  
Fax: +86-10-88091920  
Email: [sanyou@sanyouip.com](mailto:sanyou@sanyouip.com)